

## 5 . 評価委員会の総括的意見

### 指定管理者制度全般について

指定管理者制度は、民間の発想やノウハウを活用した、柔軟性のある施設運営により、区民サービス及び利便性の向上を目指すものであるが、行政だけでは対応することが困難なことに対して、民間とどのように連携・協力していくか、また、民間も社会的変化がある中でどのように施設運営に取り組んでいくかが、重要なポイントである。

長期間、同一の事業者が指定管理者となっている施設については、指定管理者が区や施設のことをよく理解しており、また利用者とも良好な関係を築けている。一方、本制度に限らず、長期にわたり施設に関わることにより、新しい発想ができなくなるのではないかと懸念もある。継続して施設運営を任せていく指定管理者には、様々な変化にアンテナを張り、それに応じた対応が求められるのではないかと考える。

施設に対する社会的ニーズが少しずつ変化しているため、新しい切り口から、施設の利用方法・役割を見直す時期にきているのではないかと考える。施設の利活用について、区と指定管理者とでお互いに知恵を出し合いながら、考えていかなければならない。